

令和元年12月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和元年12月25日(水) 午前9時30分から午前10時22分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 15名

農業委員7名

会長 1番 横山安美 会長代理 2番 石崎正彦
3番 赤井田令子 4番 岡元良農夫
5番 山元啓嗣 6番 堀ノ内英雄
7番 入木真一

農地利用最適化推進委員8名

11番 西村正人 12番 佐藤哲夫 13番 折尾雄二
14番 加藤正博 15番 郡山信敏 16番 高野瀬稔
17番 酒匂清治 18番 大迫恒作

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 5番 山元啓嗣 6番 堀ノ内英雄
会議書記 係長 小久保洋平

第2 議案第44号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第45号 農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可・進達について

議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さま、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座りください。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり「議案第44号から議案第48号」までの議案25件でございます。なお、議案書4ページの3条の第1項、〇〇〇〇さんから提出された案件については都合により取り下げになりましたので申し添えます。来月1月の定例総会は、28日、火曜日の予定でございます。議案審議、及び転用議案に係る現地調査につきましては、1週間前の21日(火)にお願いする予定です。1月の4条・5条に係る調査委員会は、第4調査委

員会です。どうぞよろしくお願ひします。なお、今回の総会終了後〇〇〇〇というところが、キウイフルーツを作付けしたいということで、今農地を探してるということで農業委員さんの方にもご相談を申し上げたいということで、お時間をいただきたいということでございますので申し添えます。横山会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、12月の定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) これより議事に入ります。まず、日程第1本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議事録署名委員に、5番山元委員と6番堀ノ内委員を指名いたします。なお、本日の書記は事務局の小久保係長にお願いいたします。次に、日程第2議案審議に入ります。

(議長) 議案第44号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案第44号については、議案書の4ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、3件です。第1項は先ほど申し上げましたとおり取り下げとなっております。第2項、〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、畑、1筆、1,442㎡でございます。売買価格は総額12万円です。調査委員は、酒匂委員でございます。第3項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、畑、1筆、350㎡でございます。売買価格は総額25万円です。調査委員は、折尾委員でございます。第4項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による機構特例事業の買い戻し案件でございます。通常では、農業経営基盤強化促進法での所有権移転で承認を頂くところですが、「機構特例事業活用による不動産割賦売買契約」により農業振興公社と売買契約をしていることから、規定により農地法3条による所有権移転となるものです。田、1筆、畑、2筆の計4,319㎡でございます。売買価格は総額131万1千円でございます。調査委員は、郡山委員でございます。受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。まず、第2項については、酒匂委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(酒匂委員) はい。(はい、酒匂委員) 17番、酒匂です。議案第44号第2項につきまして、12月18日水曜日、13時から現地調査を実施しました。申請地は議案書の10ページの航空写真をご覧ください。広原の西側に位置する畑1筆であります。譲受人〇

〇〇〇は、主に青果物の生産で、農作業はパート職員4名程度で運営され、トラクター、掘削機、管理機等の農業機械や保冷库等の設備を整備され取得要件を満たされており特に問題ないと判断いたしました。なお、譲渡人の〇〇〇〇さんとは同日13時30分電話連絡を取り売買の内容等につき了承されていることを確認しております。以上でございます。

(議長) はい、ありがとうございます。次に第3項については、折尾委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いいたします。

(折尾委員) 議長、13番。(はい、折尾委員) 議案第44号第3項の現地調査の報告をいたします。12月20日金曜日、11時から、現地調査を実施しました。申請地は、議案書の11ページの航空写真をご覧ください。場所は、大字広原字荒迫〇〇〇〇の畑1筆で、山本組から霧島団地を通る道路沿いの中程に位置しています。11時から譲渡人〇〇〇〇様宅を訪問しましたが不在であり、宮崎市の娘さん宅へ行っており電話で確認をしました。また11時30分より譲渡人〇〇〇〇様宅を訪問し、聞き取りにより、3条許可要件である農業機械の保有状況、農作業への従事日数とも満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど、特に問題はないと判断いたしました。

(議長) はい、ありがとうございました。つづきまして、第4項については、郡山委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(郡山委員) はい、15番郡山。(はい、郡山委員) 12月22日10時より〇〇〇〇様宅にて現地確認をいたしまして、現地調査を行いました。〇〇〇〇からの所有権移転であり現在イタリアンが作付されております。現在息子さんと2人で生産牛80頭を飼育され作付面積も約15haと大規模な畜産農家です。トラクター3台、トラック3台その他多数使用しており、地域との連携もされており問題ないものと判断しました。以上報告いたします。

(議長) ありがとうございました。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見、ご質問等はございませんか。

(議長) ないようですけども、これで審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第44号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第2項から第4項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第44号第2項から第4項については、申請どおり許可することに決定しました。

(議長) つづきまして、議案第45号「農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書の14ページをご覧ください。第1項、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田8筆、畑3筆、計13,969㎡

の農業者年金にかかる経営移譲のための親子間の使用貸借です。調査員は、岡元委員でございます。第2項、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏との賃貸借で、畑2筆、2、326㎡で、賃料は年総額1万4千円です。調査委員は、西村委員です。以上、受付審査の結果、許可要件のすべてを満たしていると考えております。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項については、岡元委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(岡元委員) 4番、岡元が報告いたします。(はい、岡元委員) 議案45号第1項の現地調査を、12月21日土曜日に行いました。午後4時から譲渡人〇〇〇〇様宅を訪問して確認を行いました。申請地は、議案書の18から22ページの航空写真をご覧ください。場所は蒲牟田と広原の農地11筆です。農地の状況は、すべて耕作されておりました。譲渡人は、農業用機械としてトラクター等を所有されておりました。農作業は、家族2名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど、特に問題ないと判断いたしました。以上で報告を終わります。

(議長) はい、ありがとうございます。次に第2項については、西村委員に調査をお願いいたしますので調査内容の報告をお願いいたします。

(西村委員) 11番、西村。(はい、西村委員) 12月22日日曜日、現地調査を実施しました。9時から譲渡人〇〇〇〇様宅を訪問して確認を行いました。申請地は、議案書の23ページの航空写真をご覧ください。場所は、後川内西の原の農地2筆です。農地の状況は、すべて耕作されておりました。譲渡人は、農業用機械として、トラクター2台を所有されておりました。農作業は、家族1名で経営され、従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど、特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見、ご質問等はございませんか。

(議長) ご質問等はございませんか。

(議長) 暫時休憩に入ります。

(暫時休憩中)

(議長) それでは、休憩前に戻りまして審議を再開いたします。

(事務局) 議長、事務局長。(はい、局長) 申し訳ございません、資料の修正をお願いいたします。16ページの〇〇〇〇さん。家畜の欄の肉用牛が0になっておりましたが、現在2頭おります。次のページの村崎省一さんの肉用牛0頭になっておりましたが、7頭いるということで確認がとれました。お詫びして修正をいたします。よろしくお願ひいたします。

(議長) 他に質問等はございませんか。

(議長) ないようですけれども、これをもって審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第45号「農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可について意見を求める。」の第1項から第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第45号第1項から第2項については、申請どおり許可することに決定しました。議案第46号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題といたします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書の25ページをご覧ください。今回の農地法第5条に関連する申請件数は2件です。ご説明いたします。第1項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による一般個人住宅、露天駐車場敷地への転用を目的とした親子間による贈与で、畑、1筆、496㎡の転用申請です。農用地区域外の第2種農地です。第2項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による植林を目的とした売買案件で、畑、1筆、1,227㎡の転用申請です。農用地区域外の第2種農地です。なお、売買価格は4万5千円です。現況は、杉、クヌギ等が植栽され相当年数が経過している状況にあり、追認案件でございます。申請書に顛末書も添付されております。第1項から第2項の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上であります。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を入木委員長にお願いします。

(入木委員) 7番、入木。(はい、入木委員) 令和元年12月18日の午後1時30分から議案第46号第1項及び第2項の5条案件2件について西村委員と大迫委員、小久保主査で現地調査を行いました。まず、1項ですが、転用目的は、一般個人住宅・露天駐車場です。申請地は議案書の26ページから27ページをご覧ください。施設の配置図については、議案書の28ページをご覧ください。申請地は、農用地区域外で、第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響がないことから、問題の無いものと判断いたします。つづきまして、第2項ですが、転用目的は植林です。申請地は議案書の29ページをご覧ください。配置図については、別添資料のとおり畑の現況は、植林されている山林でした。申請地は、農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから、問題の無いものと判断いたします。

(議長) はい、ありがとうございました。随行された他の委員のご意見はございませんか。

(西村委員) はい、西村。(はい、西村委員) ただいまの入木委員の報告どおり問題無いものと判断いたしました。以上です。

(議長) はい、ありがとうございます。これより審議に入りたいと思います。ご意見を賜りたいと思います。ご意見、ご質問等はございませんか。

(山元委員) 5番、山元。(はい、山元委員) 第2項は、追認案件ですけど、今回、畑なので畑で5条なんでしょうけども、その後はここは林業会社なので、その後は山としての利用をされることになれば、今度は地目変更とかでてくるのでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 確認いたしましたところ、今現在あるのは、伐期にきてるものもあるということで、その木を切られて、その後、もう畑にはもちろん戻さないということで、植林をされてまた、杉等を植えられるという話を聞いております。ということで、5条申請をあげられたということのようでございます。以上でございます。

(議長) よろしいでしょうか。

(山元委員) 転用については話を聞いてるんですか。

(事務局長) 5条申請をあげられましたので、山林に地目変更していくということのようでございます。以上です。

(議長) 他にご質問等はありませんか。

(議長) 質問等がないようですけども、審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) これをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第46号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項から第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第46号第1項から第2項については、申請どおり許可することに決定しました。

(議長) 次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書は32ページをご覧ください。第1項は、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑、1筆、2,809㎡の売買で、対価総額60万円、横山会長、入木委員にあっせんをいただいております。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより、審議に入ります。ご意見はありませんか。

(折尾委員) 13番。(はい、折尾委員) 基盤強化法の所有権移転については、内容は分かったのですが、一応、地図や写真をつけたらいいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 今後、地図等もつけるようにいたします。

(議長) ご質問等はありませんか。審議を終わってよろしいでしょうか。

(議長) これをもって、審議を終わります。これより採決いたします。議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第47号の第1項は、申請どおり許可

することに決定いたしました。

(議長) 次に、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める」を議題とします。それでは、事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書は34ページをご覧ください。第1項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田、1筆、1,422㎡の賃貸借で令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間の新規設定で、賃料は年総額1万円です。第2項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑、1筆、1,492㎡の賃貸借で令和2年1月1日から令和6年12月31日迄の5年間の新規設定で、賃料は年総額1万4千円です。第3項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑2筆、5,619㎡の賃貸借で、令和2年1月1日から令和6年12月31日迄の5年間の新規設定で、賃料は年5万6千円です。相続案件で相続人の過半同意を得ております。第4項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑、1筆、2,930㎡の賃貸借で、令和2年1月1日から令和6年12月31日迄の5年間の再設定で賃料は年総額3万円です。第5項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑、2筆、1,427㎡の賃貸借で、令和2年1月1日から令和6年12月31日迄の5年間の再設定で賃料は年総額1万5千円です。第6項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田、1筆、1,717㎡の賃貸借で、令和2年1月1日から令和11年12月31日迄の10年間の再設定で賃料は玄米8袋、ただし第7項の〇〇〇〇氏分の1筆と合わせて2筆合計で納めることとしております。第7項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田、1筆、1,104㎡、の賃貸借で、令和2年1月1日から令和11年12月31日迄の10年間の再設定で賃料は玄米8袋、ただし第6項の〇〇〇〇氏分の1筆と合わせて2筆合計で納めることとしております。第8項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田、2筆、1,758㎡、の賃貸借で、令和2年1月1日から令和11年12月31日迄の10年間の再設定で、賃料は玄米6袋です。第9項以降は、農地中間管理機構が引き受ける中間管理権の利用権設定に関するものです。今回の中間管理事業に係る対象農地は、第9項から第16項までの8件でございます。第9項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆の4,839㎡です。第10項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆の3,396㎡です。第11項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田2筆の計2,675㎡です。第12項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆、717㎡です。第13項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆、1,142㎡です。第14項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆、1,202㎡です。第15項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田2筆、3,479㎡です。第16項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆、6,000㎡です。期間はいずれも令和2年2月1日から令和12年1月31日までの10年間となっています。以上の配分先は、利用計画公告、機構審査、県公告を経た後、2ヶ月後に配分決定通知が公社から届きますので、直近の総会時にお渡しする予定です。以上が議案第48号第1項から第16項までの概要でございます、以上すべての案件は、農業経営

基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより議案第48号第1項から第16項の審議に入ります。ご意見はありませんか。

(議長) ご意見、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

(議長) 無いようですので、これを以て審議を終わります。これより採決いたします。議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第16項までに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第16項までは承認されました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、12月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(小久保係長) 皆様、ご起立をお願いいたします。「一同礼」。お座りください。